

## 第Ⅱ類行政職員（対象：短大・大学等） 看護師＜佐久間病院勤務＞

【受験申込】郵便で随時受付

【試験期日】受験申込受付後に決定してお知らせします。

【採用日】合格者の意向を確認のうえ、任命権者が決定します。

**受験資格** 看護師または准看護師の免許証を取得済みの人または見込みの人

### 1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用 予定人数	主な職務内容
看護師 (佐久間病院勤務)	若干名	佐久間病院における看護業務

※予定人数が採用できた時点で募集を終了する場合がありますので、申し込みをされる前に浜松市人事委員会事務局（053-457-2201）までお問い合わせください。

### 勤務地 浜松市国民健康保険 佐久間病院

“ここ”での健康で生きがいのある暮らしを支え、  
いきいき長寿の郷を実現するため、  
生活者の視点に立つあたたかな医療を行います。



佐久間病院は地域医療に積極的に取り組む天竜区に位置する市立病院です。  
充実した設備と環境の中で、看護師として、公務員として安心して働くことができます。

所在地：浜松市天竜区佐久間町中部 18-5（JR 飯田線 中部天竜駅下車徒歩 10 分）  
診療科目：内科、小児科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、精神科  
診療規模：病床数 40 床、1 日平均患者数 外来 112 人・入院 41 人  
職員住宅：1K タイプ（バス・トイレ・キッチン付き）※採用時に要相談

## 2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす人

- （１） 次のいずれかに該当する人
  - ① 日本国籍を有する人（採用日までに取得見込みの人を含む。）
  - ② 出入国管理および難民認定法に定められている永住者（採用日までに取得見込みの人を含む。）
  - ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（採用日までに取得見込みの人を含む。）
- （２） 次のいずれにも該当しない人
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した人
  - ③ その他地方公務員法第 16 条に該当する人
- （３） 次のいずれかに該当する人
  - ① 昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、看護師の免許証を有する人または取得見込の人
  - ② 昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、准看護師の免許証を有する人または取得見込の人

## 3 試験日程

試験日 ・ 試験会場	受験申込受付後に決定し、お知らせします。 (受付後に人事委員会事務局から確認の連絡をします。)
試験当日の 提出書類	○宣誓書・自己紹介書 ○身体検査票 ○最終学歴の卒業証明書 ○看護師または准看護師の免許証の写し } 用紙は受験票と一緒に送付します。
試験結果の 発表	合否に関わらず受験者全員にお知らせします。 不合格となった人には個人の成績および結果をお知らせします。 発表日・発表方法は試験当日にお知らせします。

## 4 試験内容

科 目	試 験 内 容
看護師適性検査	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面から検査します。
面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。
適性検査	職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。

※提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

## 5 受験申込手続

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、94円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号）
書類の提出	随時受け付けています。 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 <b>簡易書留郵便</b> 」を利用してください。 ・受付後、確認のため電話により連絡します。
受験票等の発送	試験実施日・会場を決定後、受験票と提出書類の用紙等を郵送します。 必要事項を記入して作成し、試験当日に持参してください。

### 【簡易書留郵便の利用について】

「お問い合わせ番号」を必ず控えてください。

簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。

### 【受験票記入上の注意】

年齢	・記入日現在の年齢を記入してください。	<input type="checkbox"/>
現住所および 連絡先	・番地、マンションやアパートの部屋番号までもれなく記入してください。 ・現住所を記入してください。 ・連絡先は、現住所とは別の連絡先を希望する人のみ記入してください（この場合、人事委員会事務局からの連絡は全て「連絡先」あてに行います）。	<input type="checkbox"/>
電話	・昼間連絡可能な電話番号を記入してください。	<input type="checkbox"/>
学歴	・中学校は卒業年月のみ記入してください。 ・専門学校は「その他」に記入してください。	<input type="checkbox"/>
職歴	・在学中のアルバイトは記入しないでください。 ・古いものから順に記載してください。 ・現在在職中の場合は、期間の終了欄の年月を二重線で消し、余白に「在職中」と記入してください。	<input type="checkbox"/>
受験資格に必要な 免許・資格	・受験資格に定める免許・資格の取得日を記入してください。	<input type="checkbox"/>
その他の 免許・資格	・自動車運転免許やその他の取得した免許・資格を記入してください。	<input type="checkbox"/>
身体の障がい等で、 受験上配慮して もらいたいこと	・試験会場等で配慮が必要な場合があれば記入してください。	<input type="checkbox"/>
備考	・記入しないでください。	<input type="checkbox"/>

## 6 合格から採用まで

- (1) 合格発表以降、欠員の状況と合格者の意向を確認のうえ任命権者（市長）が採用日を決定します。
- (2) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (3) 登載期間中に受験資格に定める免許証の取得を確認できなかった人や、受験資格がない場合、受験申込書の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

## 7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。(以下、令和3年3月1日現在のもの。)

### (1) 初任給

免許	区分	初任給月額
看護師	大学卒(4年制看護師養成課程卒)	約241,000円
	短大・専門学校卒(3年制看護師養成課程卒)	約235,000円
准看護師	准看護師養成所卒	約204,000円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

このほか勤務の状況等に応じて諸手当が支給されます。

卒業後の経歴や免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

### (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

給料(本給)、地域手当等の1か月分をベースに年間4.4か月分が支給されます。

(採用初年度は採用される月によって異なります。)

### (3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

### (4) 勤務日・勤務時間

4週間を平均して1週間あたり38時間45分(休憩時間を除く。)

・病棟勤務(2交代制) 日勤 午前8時30分から午後5時15分  
夜勤 午後4時15分から午前9時15分

・外来勤務 午前8時30分から午後5時15分まで(その他当直あり)

### (5) 休暇等

年次休暇(年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越できます。)のほかに、特別休暇(結婚、出産、忌引、夏季休暇等)、病氣療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

### (6) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所での喫煙はできません。

## 8 注意事項等

- 採用試験の受験にあたり、受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合、試験中の不正行為および採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず失格とすることがあります。
- 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- 提出書類に記載された個人情報については、試験および採用事務以外に使用することはありません。
- 同日に行われる他の浜松市職員採用試験・選考を重複して受験することはできません。
- 日本国籍を有しない人が採用された場合は、下記の①および②以外の職に就くことになります。  
①公権力の行使に当たる業務(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)  
②公の意思の形成に参画する職(行政の企画、立案、決定等に関する職)
- 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

●問い合わせ先



浜松市人事委員会事務局

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号(浜松市地域情報センター3F)

TEL. 053-457-2201

FAX.053-457-2089